

鳥栖市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務仕様書

1 業務名

鳥栖市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務

2 業務目的

令和6年度に策定した「鳥栖市地域公共交通計画」における公共交通の目指す将来像として、「分かりやすく、利用しやすい、地域に愛される持続可能な公共交通の実現」と定め、鳥栖市における地域公共交通サービスのあり方、地域公共交通の維持・活性化を図るための取組の方向性を示した。

本業務は、新たなマスタープランである「鳥栖市地域公共交通計画」を実現するための利便増進事業について検討し、実施主体である交通事業者等との調整を図ったうえで「鳥栖市地域公共交通利便増進実施計画」を策定することを目的とする。

3 業務範囲

本業務の対象範囲は、本市全域とする。

4 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日（金）までとする。

5 業務内容

次に挙げる業務は、計画策定にあたり必要と考えられる事項を示したものであり、受注者の提案をふまえ調整することとする。また、鳥栖市地域公共交通会議における議論等により、策定の過程で変更が生じる場合がある。

(1) 利便増進実施計画の方向性の検討

①計画準備（スケジュール）

業務の着手にあたり、調査・検討等の具体的な進め方やスケジュール等を計画し、業務計画書として取りまとめる。

②上位・関連計画等の整理

令和6年度に策定した「鳥栖市地域公共交通計画」の基本的な方針、公共交通サービスのあり方、取組の全体像等について整理する。また、現在策定中である鳥栖市立地適正化計画等の関連計画を収集し、利便増進実施計画の関連施策について整理する。

③鳥栖市の公共交通を取り巻く現況や課題の整理

市内で運行している鉄道、路線バス、ミニバス、タクシー、また今年度実証運行調

査を予定している予約型乗合タクシー等の公共交通路線において、運行状況や乗降客数の推移、利用状況、収支状況等により交通モード別・路線別に分析を行い課題の整理を行う。

(2) 利便増進事業（実施事業）の検討

①持続可能な地域公共交通の将来像を実現するために取り組むべき事業の検討

鳥栖市のまちづくりの方向性の観点から、地域公共交通ネットワークの最適化、利用しやすいダイヤや運賃設定などサービスの利便増進に向けて取り組むべき事業を路線等ごとに具体的な実施事業について検討を行う。

(3) 利便増進実施計画（案）の作成

①利便増進事業の計画概要および事業内容の整理

実施事業の検討結果等を踏まえ、実施区域、事業の内容・実施主体、地方公共団体による支援の内容（予算的支援以外の内容を含む）等を整理する。

②事業スケジュールの検討

実施事業それぞれの実施予定期間を整理し、事業スケジュールを作成する。

③事業実施に必要な資金の額・調達方法

利便増進計画期間における事業収入・支出、交通事業者等の負担額について試算する。また、事業の実施にあたり国庫補助金等の活用が可能なものについては試算等を行う。

④事業の効果等の検討

事業による影響、期待される利便性や効率性、利用者数や収支等の効果について試算し、具体的な検討を行う。

⑤利便増進事業に関連して実施される事業の検討

地域公共交通計画に地域公共交通利便増進に関連して実施される事業を定めており、当該事業に関する事項も合わせて検討する。

⑥利便増進実施計画（案）の取りまとめ

利便増進実施計画（案）の本編及び概要版を作成する。また、国土交通大臣への認定申請時に必要となる事業概要資料を別途作成する。

(4) 地域公共交通計画の見直し

利便増進実施計画の作成に伴い、地域公共交通計画を変更する必要がある場合は、利便増進実施計画（利便増進事業）の実施期間及び事業の内容を踏まえ、当該計画の変更に係る資料を作成するものとする。

(5) 交通事業者等との協議支援

利便増進実施計画の策定にあたっては、路線バス事業者及びタクシー事業者等の公共交通事業者と緊密に連携する必要があることから、利便増進実施計画及び実施事業に関する協議資料を作成するとともに、協議に参画するものとする。協議回数は計5回を想定する。

(6) 地域公共交通会議の運営支援

利便増進実施計画の策定にあたって必要となる会議の運営について支援するものとし、地域公共交通会議で審議するための会議資料等を作成するとともに、会議への同席・説明補助、議事録の作成を行う。会議の開催予定回数は計3回を想定する。

(7) 打合せ協議

本業務に係る打合せ協議は計3回（初回・中間・納品時）程度を基本とする。そのほか、WEB 会議ツール等も活用しながら、業務を円滑に進行するための協議を適宜実施するものとする。

(8) 業務報告書の作成

本業務で分析・検討を行った関係資料は業務報告書として整理し、ファイル綴じにて提出するとともに、編集可能な電子データ（Word、Excel 等）を提出する。

6 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令、参考図書等に準拠して実施するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- (2) 持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号）
- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）
- (6) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (8) 鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鳥栖市条例第15号）
- (9) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱及び実施要領（国土交通省発行）
- (10) 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット（国土交通省発行）
- (11) 鳥栖市地域公共交通計画（令和7年3月策定）

7 成果品

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 利便増進実施計画(案)の本編及び概要版 | 2部 |
| (2) 業務報告書(各種分析・検討結果及びその関係資料) | 2部 |
| (3) (1)、(2)を記録した電子媒体(CD-R) | 1部 |

※電子媒体については、(1)、(2)をPDF及び加工可能なデータ形式(ワード、エクセル等)で作成し、提出すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。
- (2) 本仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではなく、受注者は、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案を行うことを期待する。
- (3) 契約時における仕様書は、受注者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、協議の上、その内容を変更することができるものとする。
- (4) 令和7年度に予約型乗合タクシー実証運行調査を予定しており、資料作成等に必要データ提供や分析について連携し協力すること。
- (5) 補助事業(国)の活用を予定しているため、その申請や実績報告に必要な資料の提出を求めた場合は協力すること。